

野口泰嗣司法書士事務所 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月21日～令和4年4月20日までの2年間
2. 内容

目標1：所定外労働時間削減への取り組み

＜対策＞

- 令和2年4月～ 各々の作業スケジュールを見直すため、週に1度事務所全体の案件を確認し、仕事が偏ることのないよう社員が協力しあって負担を軽減させる。
- 令和2年4月～ 前回の一般事業主行動計画に基づき、ノー残業デーを実施する。
(毎週金曜日)

目標2：年次有給休暇の取得促進のための取り組み

＜対策＞

- 令和2年4月～ GW、お盆、年末年始に休みが取得できるよう事業主より告知する。
- 令和2年12月～ 年次有給休暇の残日数を提示し、改めて有休を取得するよう社員へ直接告知する。

目標3：子育て中の社員が、看病や通院のため勤務時間短縮や有休を取得しやすい ような環境づくりへの取り組み

＜対策＞

- 令和2年4月～ 急な休みにも対応できるよう各々の作業内容を共有する。